

21. 環境配慮指針 (教育機関、試験・検査機関、研究機関)

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙 焼却炉、ボイラー	悪臭 焼却炉、有機溶剤
--------------	-------------

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
大気汚染	ボイラー	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
水質汚濁	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の業務の用に供する施設 (洗浄施設、焼入れ施設)	水質汚濁防止法
	し尿処理施設	
騒音	金属加工機械 (圧延機械、製管機械、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、プラスト、タンブラー、切断機)	騒音規制法、県条例
	空気圧縮機及び送風機	
	木材加工機械 (ドラムバーカー、チップパー、碎木機、帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤)	
振動	金属加工機械 (液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン)	振動規制法、県条例
	圧縮機	

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・ 駐車場を設置する場合は、当該駐車場を利用する自動車について、アイドリングストップを実施するよう御指導ください。(静岡県生活環境の保全等に関する条例第105条)
- ・ 水質汚濁防止法に規定する有害物質等については、その管理には特に万全を期すとともに、それらが地下浸透することのないよう水質汚濁防止法に従って、必要な措置を講じてください。

問合せ先：環境局環境保全課 (054-221-1358, 1359)